

## 入札公告（建設工事）（再度）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年11月13日

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 茂木七左衛門

### 1. 工事概要

- (1) 工事名 国立劇場おきなわ便所洋風便器等（客用）改修工事
- (2) 工事場所 沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号（国立劇場おきなわ構内）
- (3) 工事概要 本工事は、国立劇場おきなわの客用便所の改修を行うものである。
- (4) 完成期限 平成30年3月20日
- (5) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

### 2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省建設工事の一般競争（指名競争）参加資格において、平成29年度の「管工事」で「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 平成14年度以降に、元請として完成・引渡し完了した、延べ面積1,000㎡以上の建築物における、管工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
  - ① 2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - ② 平成14年度以降に上記（5）に掲げる同種工事の施工の経験を有する者であること。
  - ③ 配置予定の主任技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出すること。
- (7) 九州又は沖縄県に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

### 3. 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号  
独立行政法人日本芸術文化振興会総務企画部契約課契約係 堀本みさと  
電話番号 03-3265-7259 (ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書は、平成29年11月13日(月)から、独立行政法人日本芸術文化振興会HP(トップページ>入札情報一覧)又は上記(1)にて交付する。入札説明書の交付は無料とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成29年11月13日(月)から平成29年11月20日(月)午後5時まで。  
上記(1)に同じ。電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送(提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)

※(1)～(3)の受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書及び工事費内訳書の提出方法

- ①入札書及び工事費内訳書は、平成29年11月24日(金)午前10時から午後3時までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は同日午後3時までに上記(1)に持参すること(郵送による提出は認めない。)
- ②開札は、平成29年11月27日(月)午前11時 独立行政法人日本芸術文化振興会事務棟3階第1会議室において行う。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 誓約書の提出 本競争の参加希望者は、申請書提出時に、契約担当役(独立行政法人日本芸術文化振興会理事長)が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (7) 誓約書の遵守 上記(6)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、競争執行時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意了承すること。(参照：<http://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)
- (11) 詳細は入札説明書による。